解散公告（第二回）

承元寺町土地改良区は、平成二十三年七月十一日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月四日

静岡県静岡市清水区庵原町一番地
清算法人承元寺町土地改良区
清算人代表　内藤　明良

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月十七日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月四日

静岡県藤枝市瀬戸ノ谷一二八三七番地の一
特定非営利活動法人志太生ごみ堆肥研究会
清算人　杉本きぬ江

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月十二日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月四日

名古屋市東区東大曽根町九番九号
宗教法人神道念力教会
清算人　岩間　俊夫

第三期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部　六五四、八六八
負債及び正味財産の部　六五四、八六八

資産の部計
負債の部
負債及び正味財産の部計
正味財産の部
負債及び正味財産の部計
三八四、〇〇〇
二七〇、八六八
六五四、八六八

平成二十三年八月四日

鹿児島市西田二丁目二〇番八号二階Ｄ
一般社団法人鹿児島県損害保険代理業協会
代表理事　酒匂　康男

配当公告

埼玉県吉川市道庭二丁目八番地八
破産者　白井　正

右の者に対するさいたま地方裁判所越谷支部平成二十二年（フ）第四二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三三六、一八六、五七七円
（内優先債権額　金二、六七四、九〇〇円）

一、配当することのできる金額
金一九、九〇〇、〇三〇円
（内優先債権額　金二、六七四、九〇〇円）

平成二十三年八月四日

埼玉県越谷越ヶ谷三丁目七番三一号
破産管財人　友田　和昭

配当公告

名古屋市守山区新守町九五番地
破産者　明光産商株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第三二九〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一一二、九二三、九一〇円
（内優先的破産債権額
金三二五、〇八五円）

一、配当をすることのできる金額
金一三、三六一、六〇〇円
（内優先的破産債権額
金三二五、〇八五円）

平成二十三年八月四日

名古屋市中区錦一丁目二〇番八号カーニープレイス名古屋伏見ビル七階西脇法律事務所
破産管財人　西脇　明典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区東池袋五丁目三四五〇番地、最後の住所東京都武蔵村山市大南二丁目一四番地の一三　被相続人　亡　尾崎　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月四日

東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市幸区小倉一七三二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊藤　雅通

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月四日

川崎市中原区小杉町一丁目四〇三番地小杉ビルディング新館六〇四号室貴村法律事務所
相続財産管理人　弁護士　貴村　麻子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所石川県金沢市京町一七番九号　被相続人　亡　住吉小右ェ門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月四日

石川県金沢市富樫二丁目五番二八号
相続財産管理人　高嶋　昇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市中央三丁目一三一三番地、最後の住所長野県下伊那郡下條村睦沢七一〇三番地　被相続人　亡　鈴木　すゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月四日

長野県飯田市小伝馬町一丁目三五九四番地七　相続財産管理人　弁護士　北原　慎司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区玉出東一丁目四番地、最後の住所奈良県桜井市大字大福三九〇番地の二六　被相続人　亡　濵　幸晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月四日

奈良市西御門町二番地西御門服部ビル五階
相続財産管理人　以呂免義雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市青葉町二丁目一〇八番地、最後の住所鳥取県鳥取市青葉町二丁目一〇八番地サーパス青葉町九〇一号　被相続人　亡　久野　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月四日

鳥取県鳥取市西町五丁目一六〇番地二つばさ司法書士事務所
相続財産管理人　谷口　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県赤磐市佐古四三八番地、最後の住所岡山県赤磐市沢原一〇〇八番地　被相続人　亡　正盛　統一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月四日

事務所岡山市北区南方一丁目七番二一号ＳＵＭＩＫＡビル二階みどり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉岡　康祐

第26期決算公告

平成23年8月4日

福井県福井市石新保町38字1番地
福井備蓄保安サービス株式会社
代表取締役社長　佐藤　隆洋

貸借対照表の要旨
（平成23年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	117,864
	固定資産	10,615
	合計	128,479
純資産の部負債及び	流動負債	50,473
	固定負債	56,990
	資本金	21,015
	剰余金	10,000
	利益（うち当期純利益）	11,015（886）
	合計	128,479